

Qualifying &
Life Member



MDRT®

オフィス **ASADA**

代表 麻田 春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015

Tel : 0297-72-2401 Fax : 0297-72-6217

e-mail : officeasada_h@ybb.ne.jp

docomo : 090-8720-8591 i Phone : 080-3495-2401

平成 24 年 4 月 第 34 号

オフィスASADA通信のご案内

寒い冬が明け、待ち望んでいた春がやって来ました。桜の花咲く春です。希望に胸踊らせ、新しい人生が始まった方もいらっしゃると思います。

さあ～皆さま！ 春の息吹を身体いっぱい感じましょう。今月のテーマは、質問の多かった入院給付金と税金に関するテーマに致しました。

今月のテーマ

- 1、入院給付金などに税金はかかるのか？
- 2、給付金を家族が受け取ったときは？
- 3、高度障害保険金とリビング・ニーズに税金はかかるか？
- 4、医療費控除に関する情報



◆ 入院給付金などに税金はかかるのか？

終身保険や養老保険などに付加している医療保障特約や医療保険などに基づき、身体の傷害や病気などを原因として入院給付金や手術給付金、又はガン診断一時金などとして支払われるものは、金額に関わらず非課税となります。(所得税法施行令 30 条)

◆ 給付金を家族が受け取ったときは？

これらの給付金については、給付金を実際に受け取る人と身体に傷害を受けた、もしくは病気になった被保険者が違っていても、その受取人が被保険者の配偶者もしくは親、子供などの直系血族または、生計を共にしている親族の場合は非課税です。(所得税基本通達 9 - 20)

◆ 高度障害保険金とリビング・ニーズ特約に税金がかかるか？

保険会社が定める所定の障害状態になった場合に支払われる高度障害保険金は同様に非課税です。ただし、高度障害保険金が支払われた場合、保険契約は消滅します。

リビング・ニーズ特約は保険料が無料で付加されています。医師に余命 6 ヶ月以内と診断されたとき生前給付金として保険金を受け取ることが出来ます。この保険金も非課税となります。

主な非課税となる給付金・保険金

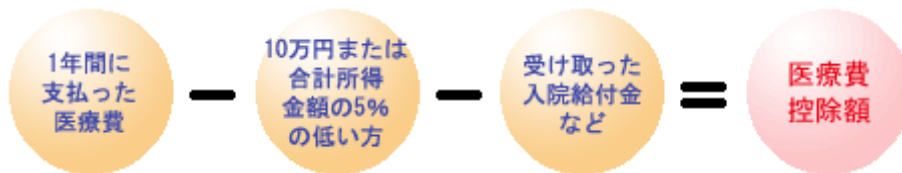
- 入院給付金 ● 手術給付金 ● 通院給付金 ● 疾病（災害）療養給付金 ● 傷害保険金（給付金） ● 特定損傷給付金
- がん診断給付金 ● 特定疾病（三大疾病）保険金 ● 先進医療給付金 ● 高度障害保険金（給付金）
- リビング・ニーズ特約保険金 ● 介護保険金（一時金・年金） など

◆ 医療費控除に関する情報

「医療費控除」は所得控除の一つです。年末調整では控除を受けることが出来ないため、控除を受ける場合は確定申告をする必要があります。所得控除を受けることによって、所得税・住民税の負担が軽減されます。

自分や家族の為に支払った医療費の実質負担額が、年間（1～12月）10万円（所得金額が200万円未満の人は「所得金額×5%」の額）を超えた場合、その超えた金額をその年の所得から差し引くことが出来ます。控除できる金額の上限は200万円です。

【医療費控除額】



＜医療費－保険金などで補てんされる金額＞は個別に計算されます。

ただ、この計算は、支払った医療費と補てんされた金額を年間の合計額で計算するのではなく、個別に行います。

例えば、下記のような例の場合、年間治療費合計22万円で、給付金が20万円、差額が2万円と計算し、医療費控除の対象とならない、と考えてしまいがちですが、＜支払った医療費－保険金などで補てんされる額＞は個別に計算します。

	支払った医療費	生命保険等からの給付金
A 病院	10万円	20万円
B 病院	5万円	なし
C 病院	7万円	なし

つまり、A病院は10万円－20万円で、実質負担した医療費はゼロ、B病院とC病院に支払った医療費が12万円で医療費控除の対象となるわけです。この場合には、A病院は申告せず、B・C病院のみを申告すると良いそうです。（茨城県竜ヶ崎税務署で確認いたしました）

医療費控除の手続きなどについて

医療費控除を受ける場合は医療費の領収証などを確定申告書に添付するか、提出する際に提示する必要があります。交通費など領収証がないものは日時、経路、運賃などをメモしておきましょう。尚、健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」は領収証等にはあたりません。

妊娠出産したときの医療費控除

妊娠や出産をした時には出産後でないと一時金（42万円）が支払われないため多額の自己負担金が必要となります。そのため、妊娠出産をした年は医療費が10万円を超えやすくなるので、医療費控除を考えていた方が良いでしょう。妊娠時の定期健診や検査費用、出産時に入院するためにタクシーを利用した場合の費用、入院時の食事代は医療費控除として認められます。

***** メール打つ早さで 仕事がなぜ出来ぬ ***** サラリーマン川柳より

解らないことがありましたら麻田まで気兼ねなくお電話下さい。